

番号	電源区分	該当箇所	意見	回答
1	電源 I'	P.9 第3章 用語の定義 (7) DR(ディマンドレスポンス)、(8)アグリゲータ	<p>【意見】</p> <p>「需給バランス調整のために、需要家側で電力の仕様を抑制、もしくは増加させることをいいます」「単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者をいいます」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないか。</p> <p>※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022年4月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	ERAB検討会での議論状況を踏まえ、来年度以降の募集要綱へ反映するものと承知しています。
2	電源 I'	P17. 第5章 募集概要 (4) 入札単位	<p>【意見】</p> <p>「入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位(kW)で実施していただけます。DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位(kW)で入札していただけます。」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないか。</p> <p>例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p> <p>※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、需要抑制量と逆潮流の制御量評価方法を議論され、2022年4月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	ERAB検討会での議論状況を踏まえ、来年度以降の募集要綱へ反映するものと承知しています。
3	電源 I'	P48 第8章 契約条件 (7) 目的外の使用禁止	<p>【質問】</p> <p>「契約電源等のうち、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力分については、提供期間において、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I' 厳気象対応調整力供給の目的以外において活用できないものとします」とあるが、卸供給と自己託送を同時に実施する発電事業者において、余力（1,000kW以上）を電源 I' への活用を見込み入札をすることは可能か。</p>	提供期間において、余力の範囲で電源 I' 厳気象対応調整力公募に応札いただくことは可能です。ただし、提供期間において電源 I' 厳気象対応調整力契約電力が確保されていることが前提です。
4	電源 I'	第5章 募集概要 3. (1) 運用要件 ヌ	<p>【意見内容】</p> <p>端境期における目的外の利用が認められているが、需要期平日夜間や需要期の休日についても、BG供給力として利用できるという認識でよいか。もし可能である場合は、“提供期間”を“提供時間”に修正するか、“当社の承諾を得た場合を除き”といった文言追加など、対応をお願いしたい。</p> <p>【補足】</p> <p>他エリアの要綱では、「当社の承諾を得た場合を除き、～本契約の目的以外に利用しない～」との記載があり、需要期の提供時間以外について、当該文言にて整理されると読み取れるが、当該記載がないため。</p>	<p>原則は当社の承諾を得た場合を除き、提供期間における目的外活用は禁止していますが、具体的には協議にて決定させていただきます。</p> <p>なお、募集要綱には以下のとおり記載しています。</p> <p>(参考：電源 I' 要綱)</p> <p>落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I' 厳気象対応調整力提供期間において電源 I' 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する電源等の電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用できないものとします。</p>
5	電源 I'	第8章 契約条件 1. (4) 従量料金 イ	<p>【意見内容】</p> <p>単価提出期限が毎週火曜12時となっているが、II -a等の需給調整市場システム利用電源と合わせ、14時に統一をお願いしたい。</p> <p>【補足】</p> <p>14時に統一しているエリアもあり、実務上の観点から、統一をお願いしたいため。</p>	ご意見を踏まえ、14時へ見直しします。
6	電源 I'	【対象】電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱	<p>【内容】関西エリア以外の一般送配電事業者と電源 II 調整力契約等を締結している契約電源を用いて、電源 I' 厳気象対応調整力契約に募集することは可能か。</p>	関西エリア以外の一般送配電事業者と電源 II 契約を締結している契約電源を用いて弊社の電源 I' 厳気象対応調整力に応札いただくことは可能ですが、落札決定後、精算方法や運用等について、当該エリアの一般送配電事業者含めて協議させていただきます。

番号	電源区分	該当箇所	意見	回答
7	電源Ⅰ'	【ページ】34 【該当箇所】(様式3-3) 電源等の仕様 (DRを活用した電源等) 2.	【内容】関西エリア以外の一般送配電事業者へ供給力を提供するケースは「該当なし」でよいか。	第5章(募集概要)(5)ハ(ロ)に記載のとおり、複数需要家をまとめて1入札単位とするときは複数入札は原則として認められません。 重複入札の場合は、「本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみを実施する」を選択していただくようお願いします。
8	電源Ⅰ'	【ページ】23 【該当箇所】当該信号受信の3時間以内に、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。	【内容】・関西エリア以外の一般送配電事業者と電源Ⅱ調整力契約を締結している契約電源についても、あらかじめ貴社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提とする、すなわち応札者が広域機関に提出する発電販売計画において、契約電源の並列は必須ではないことよいか。 ・その場合、契約電源はTSOからの指令により常時系統並列される訳ではなく、必要時に限り並列されとの認識でよいか (事前に電源Ⅰ'の発動が予見される場合に限り事前に並列)。	電源Ⅱについては広域的調達の対象外であり、広域的に調達する電源Ⅰ'においては電源Ⅱ契約の締結がないことから「あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況」を前提とすることはできません。
9	電源Ⅰ'	【ページ】46 【該当箇所】当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動(発電等出力減)となっている場合、当該時間帯の属地一般送配電事業者のインバランス単価を用い、下げ応動量×インバランス単価で算定される料金により属地一般送配電事業者と契約者間で精算を行います。	【内容】・関西エリア以外(属地)の一般送配電事業者と電源Ⅱ調整力契約等を締結している場合、電源Ⅰ'と電源Ⅱ調整力契約等の従量料金の精算方法(電力量の仕訳等)はどうなるのか。 ・この場合、貴社から電源Ⅰ'契約に基づく上げ指令があっても、属地の一般送配電事業者の指令により下げ応動となる可能性があるが、インバランス単価で精算されることになるのか。 ・インバランス単価で精算すると、属地の一般送配電事業者の運用都合にも関わらず、電源Ⅰ'が発動される時間帯のインバランス単価(一般的に高騰が予想される)により応札者にとって不利益となる可能性がある。インバランス単価が適用されるのは、トラブル停止等により調整力を提供できなかった場合に限られることよいか。	質問の前提の場合、属地エリアとの電源Ⅱ調整力契約に従い、電源Ⅰ'および電源Ⅱの応動実績について一体的に精算することとします。具体的な精算方法や適用単価については属地の一般送配電事業者含めて協議させていただきます。
10	電源Ⅰ'	【ページ】49 【該当箇所】前日12時までに電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を提供可能な代替電源等(本要綱に定める要件を満たしていること、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力契約、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW・kWh)契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。	【内容】・代替電源等は、電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結可能な電源等、すなわち貴社の系統(関西エリア)に連系する電源等に限られるため、電源Ⅰ'契約電源が関西エリア以外であっても、その代替電源は関西エリアの電源Ⅱ契約電源しか活用できないということか。	代替電源は募集要綱に記載のとおり、本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力契約、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW・kWh)契約を締結していないこと、を全て満たす電源を認めるものとしておりますが、それと同等であることが事前に確認できる場合には代替が可能のため、「原則として」を追記することとします。
11	電源Ⅰ'	ページ番号：P11 項目：第3章 用語の定義 2. 契約・料金関連 (14) 基本料金	問い合わせ内容：(原案) 契約電源等がキロワットを提供するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。 (質問・修正案) 調整力提供期間が改めて6ヵ月とされ容量価格を12ではなく6で除することとなっておりますが、落札価格に関しても極端な例ではありますが、昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。昨年度からの変更を踏まえて、年間のkW価値、基本料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。 【理由】基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため	容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。 なお、本回答内容は募集要綱にも反映いたします。 ※ 提供期間(厳気象月)の平日9時～20時
12	電源Ⅰ'	ページ番号：P11 項目：第3章 用語の定義 2. 契約・料金関連 (14) 基本料金	問い合わせ内容：【質問】募集される提供期間が半分となり落札価格も同程度に下がることが期待されるとすると、DRの場合は電源と異なり、需要抑制を実施する需要家では抑制による生産ロス等のコストがボトルネックとなります。依然、発動回数と同じである場合、提供期間に比例したコストダウンすることは難しく半額化する落札価格への追従が難しくなる場合がありますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。
13	電源Ⅰ'	ページ番号：P24 項目：第5章 募集概要 3 (1) 運用要件 又 目的外活用の禁止	問い合わせ内容：【質問】調整力提供期間が6ヵ月となったことで、端境期には電源Ⅰ'と同じリソース・kWを用いて、他市場すなわちJEPXや相対のkWh取引、もしくは需給調整市場3次調整力②へΔkW取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。	端境期については、卸市場、相対でのkWh取引をしていただくことは可能です。ただし、需給調整市場3次②への参加について別途公表する資料をご確認ください。

番号	電源区分	該当箇所	意見	回答
14	電源Ⅰ'	ページ番号：P26 項目：第6章 応札方法	<p>問い合わせ内容：(原案) 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部(本書1部、写し1部)提出してください。提出された入札書(写し含む。)は返却しませんので、あらかじめ了承願います。</p> <p>ハ 提出場所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力送配電株式会社 託送営業部 電力契約グループ</p> <p>【修正案】インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけませんか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。あるいは、入札書(様式1)を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの添付ファイルでの提出も可とすることをご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため</p> <p>【補足】意見提出時期の7月末に他社TSO様と面着打合せ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽ウェブ会議への変更となった経緯あり</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度については郵送での応札を可とします。郵送での応札方法については募集要綱第6章をご確認ください。</p> <p>郵送での応札の場合は添付書類も含めて郵送願います。添付書類も含めて入札書類一式としておりますので、一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。</p>
15	電源Ⅰ'	ページ番号：P40 項目：第7章 評価及び落札案件の決定の方法 3. (ステップ2)非価格要素評価点の算定	<p>問い合わせ内容：(修正案) 端境期の電源Ⅰ' 発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけませんか。また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】将来の容量市場における発動指令電源との整合性が図れるため</p>	<p>2020.5.18(第47回)制度設計専門会合(資料4)において、「発電・小売電気事業者からは、夏季・冬季以外など電源Ⅰ'の発動見込みがない場合には、卸電力市場等で活用したいというニーズ」を踏まえ、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供期間を厳気象時期に設定しています。</p> <p>また、提供期間(厳気象時期)以外の応動についての評価はいたしません。</p>
16	電源Ⅰ'	ページ番号：P45 項目：第8章 契約条件(4) 従量料金Ⅰ	<p>問い合わせ内容：(修正案) 上述の通年対応での公募が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんか。</p> <p>(理由) 端境期におけるkW価値の基本料金が発生しないと、電源Ⅰ' 提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため</p> <p>(参考)【第36回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019年2月19日)議事録抜粋】 『出来る限り年間で対応できる、春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源Ⅰ'で対応できることはあると思う。出来得る限りと記載してあるので大丈夫だとは思いますが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えばkWh価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせず、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』(松村委員)</p>	<p>端境期の従量料金の単価については、一定の規律を求めるために、厳気象期と同一の上限単価を設定することとさせていただきます。</p>
17	電源Ⅰ'	電源Ⅰ'	<p>①広域調達(他エリアからの調達)に関して 重複案件でないことを条件に、地内のリソースと併せて1つの入札とさせていただきたい。</p> <p>理由) 広域調達のみだと最低入札容量に満たない場合もあり、参入障壁となっているが、合算可能となると裾野が広がると考えられるため。</p>	<p>複数エリアのリソースを組合せて1案件とした場合、連系線の活用枠が決まらないことや運用上各リソースへの指令値が確定できないため、同一エリアのリソースのみを組み合わせ1案件として入札いただくようお願いいたします。</p>
18	電源Ⅰ'	電源Ⅰ'	<p>②ベースラインに関して ベースライン決定の要素として、ERABガイドラインにおける標準ベースラインとあるが、募集要項の時点で、何年何月策定時点のガイドラインを適用するか明確にさせていただきたい。</p> <p>理由) 仮に実施直前にERABガイドラインの改定があった場合、TSOによって考え方が異なり、システム開発に支障が発生しうる。基本的には、募集要項策定時点で最新のガイドラインを適用することとしていただきたい。</p>	<p>ベースラインの設定方法については、ERABガイドラインを基に契約協議時に協議させていただきます。ガイドライン改訂に伴いベースラインの設定方法の変更の必要が生じた際は都度協議させていただきます。</p>
19	電源Ⅱ	第7章 契約条件 1. (4) 従量料金 子 ※	<p>“需給調整市場システムを通じて行なわれた処理について、一切の責任を負っていただきます。”とあるが、“契約者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き”という記載を追加いただきたい。</p>	<p>需給調整市場取引規程と整合させる観点から、案のとおりとさせていただきます。</p>

番号	電源区分	該当箇所	意見	回答
20	関空島	第8章 1. (3) 従量料金 イ	<p>【意見内容】 単価提出期限が毎週火曜12時となっているが、II-a等の需給調整市場システム利用電源と合わせ、14時に統一をお願いしたい。</p> <p>【補足】 14時に統一しているエリアもあり、実務上の観点から、統一をお願いしたいため。</p>	ご意見を踏まえ、14時へ見直しします。